平成２６年（フ）第６８４号
埼玉県幸手市南３丁目18番４号、旧住所埼玉県久喜市青毛３丁目８番地５
債務者　岡村　仁洋
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２８９号
埼玉県草加市青柳５丁目45番15―305号
債務者　佐久田　武
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１４７号
愛知県安城市朝日町20番12号、前住所愛知県刈谷市広小路２丁目10番地　モアグレース刈谷市駅前703号
債務者　有加　千春
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５２０号
大阪府泉佐野市長滝2357番地の１泉佐野長滝住宅３―306、前住所大阪府泉佐野市日根野2988番地の29
債務者　山下　大地
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４号
大阪府泉佐野市日根野4500番地の６
債務者　住吉　香代（旧姓中尾）
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２４６号
大阪府岸和田市土生町５丁目12番９―303号、前住所大阪府貝塚市三ツ松2722番地14棟203号
債務者　吉田　伸共
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２６９号
大阪府泉大津市なぎさ町１番15―１―201号、前住所大阪府寝屋川市長栄寺町25番５号
債務者　野並　弘之
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２８３号
大阪府岸和田市春木若松町５―８―306号、住民票上の住所大阪府泉大津市北豊中町１丁目５番41号
債務者　山田　　剛
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２８５号
大阪府貝塚市澤171番地３レオパレス二色浜Ｂ棟103号
債務者　福島　成敏
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２９１号
大阪府和泉市光明台２丁目23番17号
債務者　高田　哲夫
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２９４号
大阪府泉大津市我孫子１丁目10番４号、住民票上の住所大阪府泉大津市昭和町10番12号旭荘205号
債務者　多炭貴夫こと　多炭　貴雄
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２９９号
大阪府貝塚市福田32番地７
債務者　曽我　秀樹
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３０８号
大阪府岸和田市加守町１丁目17番11―105号
債務者　野津　　武
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３１４号
大阪府阪南市下出758番地の１―103号
債務者　水本　美和
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３１５号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目２番４号マンションみどり
債務者　宮堺　清隆
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第９２６号
北海道江別市中央町27番地の43　ハイツゆき202
債務者　坂本　　忍
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９７１号
札幌市南区川沿５条３丁目１番35号　リバーサイド５・３―106号
債務者　相馬　恵子（旧姓北田）
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部